

国立研究開発法人物質・材料研究機構 契約事務細則

平成13年6月14日
13細則第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の契約事務の取扱いに関し必要な事項を定め、契約事務の適切かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構における請負、売買、賃借、委託その他の契約を行う場合の契約事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2章 一般競争契約

(競争参加者資格)

- 第3条 契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、一般競争に付するときは、建設工事、測量又は調査並びに物品の製造及び購入の業種毎にその金額等に応じ、建設工事、測量又は調査並びに物品の製造及び販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他の経営規模及び経営の状況に関する事項について、競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。
- 2 第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、契約担当役は、以下の事項を行うこととする。
- ア) 基本となるべき事項、申請の時期及び方法等の公示
 - イ) 申請者が当該資格を有するものかどうかの審査
 - ウ) 有資格者名簿の作成
- 3 第1項及び第2項の規定は、国が行う資格審査の内容をもって代えることができる。

(一般競争参加者の制限)

- 第4条 契約担当役は、売買、賃借、請負その他の契約につき特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることはできない。
- 2 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実のあった後2年間一般競争に参加させないことができる。
- (1) 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 一般競争に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合した者
 - (3) 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨害した者
 - (4) 監督又は検査に際し、係員の職務の執行を妨害した者
 - (5) 正当な理由に基づかず、契約手続又は契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年経過しない者を契約の履行に当

り、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札の公告及び通知)

第5条 契約担当役は、一般競争に付そうとするときは、掲示その他の方法により入札の公告をしなければならない。

2 前項に規定する公告は次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項説明等の場所及び日時

(4) 競争執行に関し、以下に掲げる事項

イ 電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合、
入札期間及び開札日時

ロ 紙による入札の場合、日時及び場所

(5) 第7条の入札保証金に関する事項

(6) その他必要な事項

3 第1項の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前にしなければならない。ただし、急を要するときは、期間を5日までに短縮することができる。

(予定価格)

第6条 契約担当役は、一般競争に付するときは、競争に付する事項に係る契約の予定価格を設定しなければならない。

2 予定価格は、競争に付する事項に関する仕様書、設計書等に基づき、契約の性質に応じて総額又は単価によって定めるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第7条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約しようとする者から契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合は、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(入札保証金の金額)

第8条 前条に定める入札保証金は、現金又は確実な有価証券であって、その額は、見積金額の100分の5以上でなければならない。

(入札保証金の免除)

第9条 第7条ただし書に規定する入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保険契約を結び保険証券を提出したとき。

(2) 第3条に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の金額)

第10条 第7条に定める契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

(契約保証金の免除)

第11条 契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合は、次に掲げる場合と

する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保険契約を結び保険証書を提出したとき。
 - (2) 第3条に規定する資格を有する者による競争に付し、若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき。
- 2 前条の規定により契約保証金を納めさせる場合においては、契約者がその義務を履行しないときは、当該保証金は機構に帰属する旨を約定させなければならない。

(入札書の提出)

- 第12条 契約担当役は、入札を執行するときは、第5条第2項第4号イによる場合は、競争に参加する者に入札公告に示した入札期間中に電子入札により行い、また、同条同項同号ロによる場合は、競争に参加する者に入札公告に示した日時及び場所で書面により、直接に又は郵便で行う。
- 2 契約担当役は、前項の規定に拘らず、代理人により入札書を提出させることができる。ただし、代理人により入札書を提出させるときは、入札の執行に先立ち委任状の提出を求めその委任状が正当なものであるかどうかを確認しなければならない。
- 3 契約担当役は、その提出された入札書の引換え、変更または取消しをさせてはならない。

(開札)

- 第13条 契約担当役は、開札を行うときは、第5条第2項第4号イによる場合は、競争に参加する者に入札公告に示した入札期間の終了後、電子入札により開札をしなければならない。また、同条同項同号ロによる場合は、入札公告に示した競争執行の日時及び場所において、直ちに入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

- 第14条 競争に参加するのに必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効としなければならない。

(再度入札)

- 第15条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行うことができる。

(技術審査)

- 第16条 一般競争契約における最低、最高価格による入札に付す場合に行う技術審査は、別に定める国立研究開発法人物質・材料研究機構競争契約に伴う技術審査要領（平成13年6月14日 13機構契約第8号）に従って技術審査を行う。

(落札者の決定)

- 第17条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、請負、購入、賃借等の場合は、最低価格の入札者をもって、売払、貸付等の場合は、最高価格の入札者をもって落札者としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、最低の価格をもって申込をした者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、理事長の承認を受けてその者を契約の相手方としないことができる。
- 3 前項の承認を受けたときは、予定価格の制限に達した次の順位者を契約の相手方とすることができる。
- 4 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて（第5条第2項第4号ロによる場合は、電子くじによる。）、落札者を定めなければならない。ただし、当該入札者のうちくじを引かない者若しくはやむを得ない事情によりくじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、又は電子くじに用いる任意の数字を選出することができる。
- 5 契約の性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件を評価して機構にとって最も条件の有利なもの（第3項の場合にあつては、次に条件の有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
- 6 前項でいう評価については、別に定める。

第3章 指名競争契約

（指名競争契約）

第18条 国立研究開発法人物質・材料研究機構会計規程（平成13年4月2日13規程第16号。以下、「会計規程」という。）第31条第2項の規定により指名競争契約にしようとする場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - （2）予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - （3）予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - （4）予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。
 - （5）予定賃借料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - （6）工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをするとき。
- 2 第19条第3項の規定により公募を行い、あらかじめ特定した者の他に履行可能な者の応募があつた場合には、あらかじめ特定した者その他の履行可能者による指名競争契約によることができる。

（指名競争参加者の資格）

第18条の2 契約担当役は、指名競争に付そうとするときは、第3条に定める資格を有する者からなるべく5者以上指名するものとする。ただし、前条第2項に定める場合を除く。

- 2 契約担当役は、前項により競争参加者を指名したときは第5条第2項第1号及び第3号から第6号に掲げる事項をその指名した者に通知するものとする。

（一般競争に関する規程の準用）

第18条の3 第4条及び第6条から第17条（第5項及び第6項を除く。）までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約)

第19条 会計規程第31条第2項第1号から第4号の規定により随意契約ができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特許権、著作権等の排他的権利又はこれに準ずる技術的な理由により、調達の相手方が特定されるもの
- (2) 他の物品、役務をもって代替させることができない物品等を調達する場合で、当該調達の相手方が特定されるもの
- (3) 法令等に基づき契約の相手方が特定されるもの、又は許認可等により料金が一律で競争の余地がないもの
- (4) 契約履行のために特定の施設・設備又は技術等を有していることが必要であることから、調達の相手方が特定されるもの
- (5) 競争に付するときは、法人において特に必要とする物件を得ることができないとき。
- (6) 運送又は保管をさせるとき。
- (7) 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等を買入れるとき。
- (8) 現に履行中の契約に直接関連する契約を履行中の契約者以外に履行させることが不利であるとき。
- (9) 土地又は建物の買入れをするとき。
- (10) 電気、ガス又は水の事業者それらの供給を受けるために必要な工事を請け負わせるとき。
- (11) あらかじめ制作費又は工事費等を算定することが困難であると認められ、公募して企画書、設計図書等を提出させ契約をするとき。
- (12) 国、地方公共団体、その他の公法人から直接に物品を買入れ又は借り入れるとき。
- (13) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (14) 外国で契約をするとき。
- (15) 故障、破損等により現に業務に支障を生じているとき、又は重大な障害を生じる恐れがあるとき。
- (16) 安全の確保に支障を生じるとき。
- (17) 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格を持って契約しなければならないこととなる恐れがあるとき。
- (18) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- (19) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (20) 予定価格が300万円を超えない財産を買入れるとき。
- (21) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき
- (22) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (23) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (24) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えない契約をするとき。
- (25) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。

- (26) その他、業務運営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、土地又は建物を借り入れるとき。
- 2 会計規程第31条第2項第1号に該当する場合において、随意契約によろうとするときは、その理由を明らかにしなければならない。
 - 3 契約担当役は、第1項各号に掲げる場合のほか、適当と認めるときは、会計規程第31条第2項の規定に基づき、あらかじめ特定した者の他に履行可能な者がいないことを公募により確認した上で、当該特定した者と随意契約により契約を締結することができるものとする。
 - 4 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、会計規程第31条第3項の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、当該契約に当たっては、競争に付するときに定めた予定価格その他の当初の条件（契約保証金に関するもの及び履行期限又は履行期間に関するものを除く。）を変更してはならない。
 - 5 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、会計規程第31条第3項の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、当該契約に当たっては、落札者による落札価格を超える価格で契約してはならず、かつ、競争に付するときに定めた当初の条件（履行期限又は履行期間に関するものを除く。）を変更してはならない。

(特例随意契約)

第20条 次に掲げる契約（別に定めるものを除く。）については、会計規程第31条第4項の規定に基づく国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随意契約」という。）として、随意契約によることができる。

- (1) 研究開発に直接関係する財産の買入に係る契約のうち、その予定価格が300万円以上であり、かつ1000万円以下であるもの
 - (2) 研究開発に直接関係する役務の調達に係る契約のうち、その予定価格が200万円以上であり、かつ1000万円以下であるもの
 - (3) 研究開発に直接関係する製造を行わせる契約のうち、その予定価格が400万円以上であり、かつ1000万円以下であるもの
 - (4) 研究開発に直接関係する物件の借り入れに係る契約のうち、その予定価格が150万円以上であり、かつ1000万円以下であるもの
- 2 特例随意契約の実施による費用の節減その他の効果については、これに関する事項を独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第3項に規定する報告書に記載し、同条の規定に基づく主務大臣による業務実績等評価の中で所要の評価を受けるものとする。

(予定価格の設定)

第21条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格を要しないと認められるものについては、予定価格の設定を省略することができる。

(予定価格設定の省略)

第22条 第21条ただし書の規定により予定価格の設定を省略することができる場合は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(2) 予定価格が250万円未満の随意契約をするとき。

(見積書)

第23条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、特に急を要するとき又はその必要がないと認める場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(見積書の徴取の省略)

第24条 前条ただし書の規定により見積書の徴取を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 価格が統一され又は固定されている場合であって、見積書を徴取する必要がないと認めるとき。
- (2) 会議費（1件50万円未満のもの）に関するもの
- (3) 予定価格が250万円未満の随意契約
- (4) 授業料、講習会費、学会費等その他これに類するもの
- (5) その他見積書を徴することが不相当と契約担当役が認めるもの

(公開見積競争)

第25条 契約担当役は、随意契約によろうとする場合において、その契約が次のいずれかに該当するときは、公開見積競争に付して見積書等を徴し、機構にとって最も有利な条件をもって競争に参加した者（契約の相手方として不相当と認められるものを除く。）と契約するものとする。

- (1) 第19条第1項第19号に規定する工事又は製造に係る契約のうちその予定価格が250万円以上であり、かつ400万円を超えないもの
 - (2) 第19条第1項第20号に規定する財産の買入に係る契約のうちその予定価格が250万円以上であり、かつ300万円を超えないもの
 - (3) 第20条第1項に規定する特例随意契約
- 2 前項の規定にかかわらず、特例随意契約については、次に掲げる事項により公開見積競争に付することが困難であると認められるときは、公開見積競争に付さず、2者以上の者からの見積書の徴取により行うことができる。
- (1) 他機関との共同研究や委託研究等に基づき、秘密保持を要する場合
 - (2) 緊急かつ重要な契約であって、早急に契約をしなければ業務に著しい支障を生じる場合
 - (3) その他理事長が必要と認める場合
- 3 公開見積競争における競争参加者の制限その他公開見積競争の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第2項の規定により契約を行う際は、公開見積競争の場合に競争参加を制限される者からの見積書徴取は行わないものとする。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第26条 契約担当役が契約書を作成する場合は、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により必要がないと認めた事項については、この限りではない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限

- (4) 契約保証金
 - (5) 履行の場所
 - (6) 契約代金の支払または受領の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) その他必要な事項
- 2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当役が契約相手方とともに記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。ただし、外国の者と契約する場合において、商慣行等により押印がない場合には、署名をもって、当該契約は確定するものとする。
 - 3 前項の規定により作成される契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成をもって、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。
 - 4 前項の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定める電子署名をもって、当該契約を確定するものとする。

（契約書を省略できる場合）

第27条 以下の各号の場合は、契約書の作成を省略できる。

- (1) 300万円未満の契約をするとき。
- (2) 物品の受払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、契約担当役が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

（請書）

第28条 契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が100万円以上であるときは、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面又は電磁的記録を徴取するものとする。ただし、以下の各号に該当する場合には、請書の徴取を省略することができる。

- (1) 運送、保険その他慣習上請書の徴取を要しないと認められるとき。
- (2) その他特に軽微な契約をするとき。

（契約にかかる期間）

第29条 契約担当役は、継続して行う役務の調達その他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し複数年での契約を行うことができる。

第6章 契約の履行

（監督）

第30条 契約金額が300万円以上の次に掲げる契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するために、監督を行わなければならない。

- (1) 工事契約
 - (2) 製造請負契約
 - (3) 建設設計及び監理業務契約
 - (4) その他特別な事由により契約担当役が必要と認める契約
- 2 契約担当役は、自ら監督を行うことが困難である場合、又は特に専門的な知識又は技能を必要とする場合、別の者に監督を命ずることができる。
- 3 第1項の監督は、次の各号により行うものとする。
- (1) 仕様書及び設計書に基づき、契約の相手方が作成した細部設計図、原寸図等の必要書類を審査する。
 - (2) 契約の適正な履行を確保するため必要ある場合は、現場立会い、工程管理、使用材料の試験若しくは検査等を行い、契約相手方に対し必要事項を指示する。
- 4 監督員（監督を行う者をいう。以下同じ。）は、監督の実施について契約担当役に報告しなければならない。
- 5 第1項に規定する監督は、特に必要がある場合は、外部の者に委託して行わせることができる。

（検査）

第31条 契約については、契約の相手方による給付があったときは、その給付が契約内容に適合しているか否かの確認（以下「検査」という。）を行わなければならない。

- 2 契約担当役又は契約担当役から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、検査を行うときは、契約書、仕様書、設計書、計画書、図面その他関係書類に基づき、かつ必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、これを行わなければならない。
- 3 検査は契約の相手方から給付を完了した旨の通知を受領した日から、10日以内に検査を完了させなければならない。ただし、工事については、契約担当役が契約の締結に際して書面又は電磁的記録にて明らかにした場合は、検査を完了させる日を給付を完了した旨の通知を受けた日から14日以内とすることができる。
- 4 第1項に規定する検査については、特に必要がある場合は、外部の者に委託して行わせることができる。
- 5 検査員は、特別の必要がある場合を除き、監督員又は検収員（検収を行う者をいう。以下同じ。）と兼ねることができない。

（検査調書の作成）

第32条 検査員は、300万円以上の契約について、検査の状況を明らかにした、検査調書を作成しなければならない。

（検収）

第33条 契約相手方による給付があったときは、納付完了事実の確認（以下「検収」という。）を行うものとする。

- 2 契約担当役は、職員の中から検収員を任命する。

（代価の納入）

第34条 契約担当役は、物件を売却し、貸し付け、又は使用させようとする場合におい

て、徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

- 2 契約担当役は、契約の性質上前項の規定によりがたい場合は、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第35条 契約担当役は、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した場合は、原則として契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日の翌月末に支払うものとする。ただし、契約の締結に際し、書面又は電磁的記録により明らかにした場合の代価の支払いは、その明らかにしたところによるものとする。

(遅延利息)

- 第36条 契約担当役は天災地変その他やむを得ない理由による場合を除き、前条の支払期間を経過して代価を支払うときにおいて遅延利息を支払う必要がある場合は、その期間満了の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じ、その未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定められた率で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うものとする。
- 2 契約担当役は前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、契約の相手方に遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第7章 契約情報の公表

(契約情報の公表)

- 第37条 契約担当役は、入札に関する情報並びに落札及び随意契約の結果に関する情報を、速やかに公表するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、契約担当役は、特例随意契約の締結の状況に関する情報を随時取りまとめ、これを公表するものとする。
 - 3 前二項に規定する契約情報の公表の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(相殺)

- 第38条 契約担当役は契約の相手方から徴収すべき金額とそのものに支払うべき金額を相殺することができる。

(建設設計及び監理業務についての監督等の読替え)

- 第39条 建設設計及び監理業務の場合には、本細則中「監督」とあるのは「調査」（指示及び調整を含む。）と、「監督員」とあるのは「調査職員」と読み替えるものとする。

(その他)

- 第40条 この細則に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年10月25日 13細則第20号）

この細則は、平成13年10月25日から施行する。

附 則（平成14年3月14日 14細則第1号）

この細則は、平成14年3月14日から施行する。

附 則（平成15年4月10日 15細則第5号）

この細則は、平成15年4月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月28日 18細則第8号）

この細則は、平成18年3月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月19日 18細則第26号）

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日 19細則第3号）

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日 19細則第6号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日 19細則第22号）

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年5月20日 20細則第28号）

この細則は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年10月7日 20細則第29号）

この細則は、平成20年10月7日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月2日 21細則第5号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月15日 22細則第13号）

この細則は、平成22年7月15日から施行する。

附 則（平成23年3月28日 23細則第1号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日 26細則第7号）

この細則は、平成26年2月25日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27細則第12号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 27細則第34号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日 28細則29第号）

この細則は、平成28年12月13日から施行する。

附 則（平成30年12月12日 30細則第9号）

この細則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和2年7月28日 2020細則第10号）

この細則は、令和2年7月28日から施行する。

附 則（令和3年3月23日 2021細則第8号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日 2023細則第22号）

この細則は、令和５年４月１日から施行する。
附 則（令和７年９月１１日 ２０２５細則第２０号）
この細則は、令和７年１０月１日から施行する。